令和７年度　第２回

君　津　市　総　合　教　育　会　議　　会　議　録

日時：令和８年３月２６日　午後２時３０分から

場所：君津市役所５階大会議室

令和７年度　第２回君津市総合教育会議

１　日　　時　　令和８年３月２６日（木）
午後２時３０分開会、午後３時１０分閉会

２　場　　所　　君津市役所大会議室

３　出 席 者

市長	石井　宏子、	
教育長	粕谷　哲也、教育長職務代理者	佐藤　　薫
教育委員	増田　亜紀、教育委員	渡邊　俊介
教育委員	島田　義久	

４　出席職員

教育部長	髙橋　克仁
教育部次長（事）教育総務課長	田渕　陽子
教育部副参事（事）学校教育課長	諏方壽一郎
教育総務課副課長（兼）学校再整備推進室長	岡本　忠大
教育総務課学校再整備推進室主査	伊藤　良平

５　傍 聴 人　　１名

６　議　　事　　（１）君津市学校再編基本計画に係る評価について（最終評価）

（２）君津市教職員働き方改革プランの改正について

7　議題及び議事の概要

（1）次第　1　開会

教育部長　　定刻になりましたので、ただいまから「令和８年度 第２回君津市総合教会議」を開会いたします。それでは、会議次第に沿って進めさせていただきます。初めに、石井市長からあいさつを申し上げます。

市長　　教育委員の皆さまには、公私ともご多用の中、ご出席いただき誠にありがとうございます。また、日ごろより、市政各般にわたり、格別なるご支援、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本会議は、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、本市の教育の課題やあるべき姿を共有し、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るための会議でございます。

本日は、「君津市学校再編基本計画に係る評価について」及び「君津市教職員働き方改革プランの改正について」の報告２件を予定しております。「君津市学校再編基本計画」につきましては、方針等の作成にあたりまして、平成２７年度から、長きにわたり、本会議でも審議を重ねていただいている経緯がございます。本年度は、計画の最終年度ということでございまして、皆様のご尽力によりまして、これまで再編を進めてまいりました。これまでの歩みを振り返り、評価を行うということは、次なる教育環境の整備につながるものと考えますので、忌憚のないご意見をいただければと思います。また、今後、将来にわたって子どもたちの教育環境をどのように、整えていくことができるのかということも、少子高齢化の中で、大きな課題となってきておりますので、今後の学校の在り方についても、ご意見賜ればと思います。

また、「君津市教職員働き方改革プランの改正について」は、国が、大幅に改訂した指針（ガイドライン）に基づきまして、本市においても、教職員の長時間労働是正や処遇改善等を行うものでございます。教育の質を維持向上させるためには、教職員のみなさまが心身ともに、健康で意欲をもって教壇にたてる環境づくりが急務であると考えております。教育委員の皆様におかれましては、教育行政の充実に向けて、忌憚のないご意見を賜ります

ようお願い申しまして、あいさつとさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

教育部長　　ありがとうございました。それでは、議事に入ってまいりたいと思います。
はじめに、この会議の進行でございますが、君津市総合教育会議運営要綱第３条第２項の規定により、議事の進行は、議長が指名する職員に行わせることができるとされていますが、市長、いかがいたしましょうか。

市長　　髙橋教育部長、お願いいたします。

教育部長　　ただいま、市長からご指名をいただきましたので、私が会議の進行を務めさせていただきます。よろしくお願いします。
なお、本日の会議を１名から傍聴したいとの申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了承願います。

（２）次第　２　議事
議事１「君津市学校再編基本計画に係る評価について（最終評価)」

教育部長　　それでは、議事に入ります。
議事１「君津市学校再編基本計画に係る評価について（最終評価)」を議題といたします。事務局からの説明をお願いします。

教育部長　　続きまして事務局より説明いたします。お願いします。

教育部次長　　私からは、議事（１）君津市学校再編基本計画に係る最終評価について、ご報告させていただきます。まず、学校再編基本計画は児童生徒の少子化、クラス数の減少を背景に平成２８年３月に基本計画を策定しました。計画期間を１０年と定め、今回令和７年度が最終年度ということとなり、このたび、最終評価を行う運びとなりました。この評価は、基本計画の実施状況及び成果や課題を把握し、より一層活力ある魅力的な学校づくりの推進をするために役立てていく目的として行っております。
学校再編の経緯につきましては、資料の通りとなっております。この１０年間で小学校を１７校から１２校、中学校を１１校から７校に統合を行ってまいりました。各学校の再編につきましては地域、保護者等に丁寧な説明を行い、できる限りの要望にお応えし、統合を図ってまいりました。詳しい経緯につきましては資料をご覧ください。調査につきましては資料の通り

アンケートを実施し、行っております。

評価のまとめについて、ご説明させていただきます。まず第１次実施プログラムの統合につきましては、児童生徒、保護者、教職員ともにおおむね良好であるとの結果を得られております。児童生徒につきましては、新しい環境に順応し、再編の目標でもある、切磋琢磨できる環境になっていると考えられます。第１次実施プログラムにより開校した学校については、５年程度が経ち、地域と小中学校が連携し、新しい伝統を築いているところでございます。特色ある教育につきましては小中一貫教育において、児童生徒、教職員ともに、中１ギャップの解消という面で効果があったと意見をいただいております。また、コミュニティ・スクールについては、学校へのボランティア活動において有益な活動ができました。ただ、どちらも人材不足等の課題はありますが、今後もより良いものになるように調整を図ってまいりたいと考えております。

第２次実施プログラムにつきましては、周西の丘小学校の校舎の改修について、令和７年８月に無事完成し、９月に移転を行いました。特に情報センター（図書室）は、今までよりも開放的な作りで、本を楽しく読むことができると児童から好評であるとともに、情報を活用した多様な学びなど、学習環境の充実を図り、魅力的な学校で子どもたちは、学校生活を送っております。

次に、第３次実施プログラムにつきましては、八重原地区の小学校を適正規模とするため、対象校である八重原小、北子安小、外箕輪小に、隣接する南子安小を加え、４校を３校に再編することをベースとして、学校再編と学区の見直しのパターンを検討してまいりました。しかし、安定的に適正規模を満たすことは困難であることや、更に、八重原地区は学区が隣接しており、学校間が近いことから、再編を行ったとしても、適正規模を担保することは難しいことが予想されたため、八重原地区小学校の再編については、令和６年度、第３次実施プログラムの検討を終了し、従来どおりの学校配置を維持すると決定しました。

今後の方向性につきましては、学校再編基本計画は令和７年度を持って一旦、区切りといたします。今後は、本市の総合計画のもと、子どもたちにとってよりよい教育環境の整備を第一に考え、活力ある魅力的な学校づくりを推進してまいります。また、児童数生徒数の推移や学校施設の状況等を日々把握し、教育環境の整備について検討していく必要があると考えております。

説明は以上になります。

教育部長　　事務局からの説明が終わりましたので、ここで委員の皆さんからご意見やご質問をいただきたいと思います。

佐藤委員　　周西の丘小学校の話がございましたが、保護者や児童から、どのような意見がでていたのか、もう少し詳しくお聞かせいただきたいと思います。

教育部次長　　情報センターだけでなく体育館や特別教室等も新しく使いやすくなり、意欲をもって学習することができています。先日の６年生を送る会では、全校児童が一堂に集まりまして、音響の聞こえや照明の明るさがよくなったということで、子どもたちの頑張っている様子が、より見やすくなり、より良い会が開催されたと聞いております。

児童の登校については、１月より周西中、昇降口の前を通り、登校することといたしました。これにより、大和田側からの距離が短縮されまして、通学の負担軽減が図られているところでございます。課題の学校周辺の混雑については、２つの駐車場の使い方に周知され、だいぶ混雑は軽減されてきたと認識しております。また、君津高校と連携して、路上駐車の対策を講じております。

教育部長　　他に何かご質問等ございますか。

島田委員　　児童生徒数の推移の話がございましたが、児童生徒数の推移や学校施設の状況は現状どのようになっていますか。

教育部次長　　児童生徒数につきましては、日本全国の課題と同様に、本市においても、減少をしている状況でございます。今まで、適正規模適正配置を方針としてきましたが、これからは、それだけに、捉われない考えを持ちながら、今後のよりよい学校づくりについて、改めて考えていく必要があると考えます。学校施設については、老朽化が進んでおりますので、優先度を高いものを見極めて修繕し、学校施設の安全に取り組んでいるところでございます。

教育部長　　他に何かご質問等ございますか。

教育部長　　最後に、教育長、お願いいたします。

教育長　　平成２７年度に作成しました学校再編基本計画、その１０年間の取り組みについては、さきほど、次長から説明のあったとおりでございます。第３次実施プログラムにつきましては、持続可能かどうか、適正規模が継続できるのかを判断基準といたしまして、少子化の傾向が強いということで断念

せざるを得ないということで、中止とさせていただき、現状維持のまま、残置することといたしました。全体的に、この基本計画の評価を問われると、やはり、最後まで出来なかったことは、大変残念でありますし、また、違った方法も検討すべきであったと反省するところでございます。少子化の傾向は、本市でも厳しい状況でございます。令和２年度から本年度まで、およそ４５７人の子どもたちが減っています。１年間にすると、およそ９０人減っている状況にあると、これが続くということが、非常に心配であります。学校配置につきましては、この基本計画が終了し、それですべて終わりではなく、本市では、総合計画の後期計画を現在、策定しているところでございますけども、教育委員会といたしましても、これからの学校の配置につきましては、学校の状態、設置場所、子どもたちの人数の推移をしっかり見極めながら、どんな学校配置を行っていくのがいいのかということを真剣に議論していかなければならないと思っております。この件につきましても、委員のみなさまから様々なご意見をいただきたいと考えております。

市長　　昨年の出生数が３５８人です。非常に厳しい結果が、目の前にあると思っております。

１０年前の再編計画を作成したころは、およそ６５０人でした。

これは、現実でありますので、受け止めざるを得ない。女性の減少もあり、

若い人が定着していくようになど、策をいろいろ考えてきたところではございますが、社会情勢の変化もあり、１０年前の想定とは異なり、もう少し緩やかな想定であったと思います。今後、どのような変化があるのかを考えながら、１０年度、２０年後、どうしていったらよいのかを、今までの計画は終了するわけでありますけれども、これで終わりではなく、つぎの１０年後２０年後を見据えて、学校をどうあるべきか、統合するといった数だけではなく、子どもたちにとって、どのような環境を作っていくことが最善となるのか、我々がやるべきことは、子どもたちの教育環境をどのように作っていくか、非常に重要なことだと思いますので、これから作成する総合計画のなかで、様々な議論を重ねながら、できるだけ、皆様から意見を頂戴しながら、次に向けた歩みを進めていきたいと思います。令和８年度には、清和小学校の入学する児童はいないという状況も起きていて、保護者の皆様の考えもしっかり受け止めなければならないと思いますし、様々なお話をさせていただきながら、今後に向けて、検討していきたいと思いますので、是非、みなさまのお力をお借りして、進めてまいりたいと思いますので、忌憚のない意見を賜ればと思いますので、これからもどうぞ、よろしくお願いい

たします。

教育部長　　ありがとうございました。 議事（1)『君津市学校再編基本計画に係る総括について』を終了とさせていただきます。つぎに、議事（２）『君津市教職員働き方改革プランの改正について』を議題といたします。事務局からの説明をお願いします。

学校教育課長　　君津市教職員の働き方改革プラン改定について説明いたします。概要版をご覧ください。君津市教育委員会では、令和３年に「君津市教職員の働き方改革プラン」を策定し、令和７年１月の改訂を経て、学校の業務改善及び教職員の意識改革などに取り組んできました。この度、令和７年６月に「給特法」の改正法の成立にあたり本プランの改訂を図りました。これまで取り組んできた成果につきましては、まず業務改善の観点からは「行事の精選」、「学校徴収金の徴収方法の見直し」、「週案の記載内容の見直し」などがございました。続いて、職場環境の整備の面では、「年度始め準備期間の５日間確保」、「市予算における人的支援の充実」、「教育課程の見直し」、「部活動ガイドラインの見直し」などがございました。更に教職員の意識改革として、「子供と向き合う時間」や「勤務時間そのもの」についての意識調査などで、啓発を図ってきました。その結果、プラン策定前と比較をし、時間外在校時間の割合は大きく削減しており、またワークライフバランスを意識した勤務への意識も高まっております。

今後の取組等につきましては、今後の勤務時間や休暇の取得状況などについてのモニタリングの継続や多様な働き方についての検討などをしていきたいと考えています。また、「君津市版学校におけるカスタマーハラスメント対応マニュアル（仮称)」の作成があります。市内の保護者からの要望もあり、他の自治体の状況を見据えながら策定して参る所存です。

以上で終わります。

教育部長　　事務局からの説明が終わりましたので、ここで委員の皆さんからご意見やご質問をいただきたいと思います。

佐藤委員　　職場環境の整備の面では、「年度始め準備期間の５日間確保」というお話がありましたが、具体的にはどのような取り組みを行っているのか教えてください。

学校教育課長　　新年度を迎えるにあたり、教職員は教育課程や年間行事計画の確認、学級編制や校務分掌の整理、教材・教室環境の整備などを行い、円滑な学校運

営の準備を進めます。また、児童生徒の安全確保に向けた研修も重要であり、ＡＥＤの使用方法を含む救急対応研修を実施する学校もあり、いざという時の対応力の向上につながるなどの実践的な効果が見られました。先日、君津中学校におかれまして、そのような事案がございまして、１名の命が救われたということがございました。こうした準備を通しまして、安心して新年度を迎えられる体制づくりを図るために、５日間を担保することは、学校にとって、最適な準備が取れるという状況でございます。

教育部長　　他に何かご質問等ございますか。

渡邊委員　　職場環境の整備の面で、「新たな教育課程」というお話がありましたが、具体的にはどのようなことか教えていただきたいと思います。

学校教育課長　新たな教育課程の編成とは、子どもたちの学びの質を確保しながら、学校生活全体の時間の使い方を見直すことです。具体的には、授業時数や学校行事、特別活動の内容を精選するとともに、日課の見直しを図ることなどが挙げられます。具体的には、子どもたちの学習時間は、年間１０１５時間でございますが、その時間を確保しながら、本来週２９時間となるところを、週２８時間や２７時間とするなどして、１年間を通して、時間を確保していくということが主な内容でございます。また、清掃活動の実施方法の工夫や部活動の活動時間の適正化などを図りまして、教職員の負担軽減と持続可能な学校運営の実現につながる取り組みも含まれます。

教育部長　　他に何かご質問等ございますか。

島田委員　　学校徴収金の徴収方法の見直しとありましたが、どのような効果があるか教えていただければと思います。

学校教育課長　現在、中学校の修学旅行費については旅行会社へ徴収業務を委ねておりまして、事務負担の軽減や会計処理の透明性の向上につながっています。保護者の皆様と事業者が直接お金のやり取りをしている状況でございます。学校徴収金の徴収・管理は、文部科学省が示す「学校以外が担うべき業務」と明記されており、教員が本来の教育活動に専念できる環境づくりにつながるものと考えております。本市では、教職員の働き方改革と不祥事防止の観点から、学校徴収金の徴収・管理について、現在、外部委託等の検討を進めているところであり、教職員の業務負担軽減につなげるよう取り組んでいるところでございます。

教育部長　　他に何かご質問等ございますか。

増田委員　　学校におけるハラスメント対応ガイドラインとの話がありましたが、どのようなものか教えてもらいたいと思います。

学校教育課長　学校におけるハラスメント対応ガイドラインについては、保護者らにより過度な要求から教職員を守るためにつくるものでございます。人格否定や長時間の居座りなどの不当行為に対応し、学校の安全を守ることを目的としています。面談体制の方法、改善しない場合などの対応について明記していく予定でございます。ケースによっては、２時間も３時間も対応することもございます。すでに策定している自治体、東京都や水戸市もあるので、そのような市も参考にしながら策定して参りたいと思います。

教育部長　　他に何かご質問等ございますか。

教育部長　　最後に、教育長、お願いいたします。

教育長　　はじめに、先ほど説明のありました過日の君津中学校での人名救助について、報告させていただきます。昨年の１２月１７日でございましたが、中学校正門の前のバス停留所に立っておられた５０代の男性の方が急に倒れ、学校に通報があり、職員が駆け付けました。心肺停止の状態でございました。消防にはすぐ連絡をし、消防の指示を仰ぎながら、胸骨圧迫、ＡＥＤによる蘇生を行い、息を吹き返したそうです。その後、搬送され、今は、生活に支障のない毎日を送っていらっしゃるという事案がございました。君津市消防から表彰式の場を設けていただき、私も同席させていただきました。

ＡＥＤの研修など、子どもたちの生命を守るといった研修を年度始め準備期間の５日間で行う意義を君津中学校の校長は強く訴えておりました。私からも、昨日の校長連絡会で、全校で取組を続けて参りましょうと呼びかけをさせていただきました。

「君津市教職員の働き方改革プラン」につきましては、令和３年度から本市では、国や県よりもいち早く、様々な取組を進めてまいりました。結果、かなりの成果もあがってきており、意識も変わってきていることから、働き方改革の大きな進歩かなと思っております。今回、国が本腰を入れて、改定を求めてきたものは、学校がやるべきものとそうでないものとの仕分けをすること、「給特法」改正による調整額を１％ずつあげること、カスタマー

ハラスメントの対策をすることでございます。これらは、学校の円滑な業務のために、必要な措置だと考えます。ただ、教育委員会だけでは遂行が困難であるため、市長部局と合意形成を図りながら、弁護士の力も必要と考えており、すべての力を結集して、学校のサポートができるようなプランをカスタマーハラスメントのマニュアルとともに、作成してまいりたいと考えます。

市長　　教育長のリーダーシップのもと、大きな成果が出ているということで敬意を表する次第です。超過勤務者の割合が改善されているということで、素晴らしいことだと思っております。特別に支援が必要な子どもたちや不登校の子どもたち、外国人の子どもたちなど、かつてよりも個別な配慮が必要な子どもが相対的に増えていると思っております。また、保護者の対応も同様であると思っております。それにも関わらず、教職員が不足しておりまして、教員を目指す方も減っており、学校現場では、限られた人数の中で、それぞれの現場で頑張ってくださっていただいておりまして、教育委員会、教育委員の皆様には敬意を表する次第でございます。出来るだけ、子どもと向きあう時間をこういった働き方改革によって、生み出していいただき、ゆとりが少しでも生まれることを願っておりますし、厳しい財政状況の中ではございますが、サポートティーチャー、サポートスタッフの配置でありますとか、さまざまな形で子どもたちの学びを充実させていくことができればと思っております。引き続き、皆様にもご協力をお願いできればと思っております。また、部活動の地域移行についても、ぜひ、渡邊委員からのご意見もいただければと思っております。子どもたちのたくましい成長に結び付けていくにはどうしたらよいのかなと考えながらですが、千葉ロッテマリーンズファーム本拠地の移転にかかり、アドバイスをいただければなと思います。よろしくお願いいたします。

渡邊委員　　スポーツは、子どもが減っていく中で、野球に限らず安全にできる環境が整っていれば、子どもたちは勝手にやってくれるものだと考えます。ただ、ケガであったり、先程、話の合った人命救助など、ケアできる環境があれば。都心部では、網に囲まれた場所を無理やり作っておりますが、自由にボールを使う、子ども同士で思い切ってスポーツができる場所さえ整えばということを常々思っております。今後、計画がありましたら、実現に向けてお願いしたいと思います。

教育部長　　ありがとうございました。議事（２）『教職員働き方改革プランの改正について』を終了させていただきます。

（３）次第　３　その他

教育部長　　それでは、以上で本日の議事はすべて終了となります。次第の３　その他でございますが、連絡事項等も含め、事務局、委員の皆さん何かございますか。

（４）次第　４　閉会

教育部長　　その他何かございますか。

他に無いようでございますので、以上をもちまして、令和７年度第２回君津市総合教育会議を終了させていただきます。

ありがとうございました。